

(写)

高 齢 第 36号
令和6年3月25日

介護サービス施設・事業所を運営する法人の代表者 様

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課長

新型コロナウイルス感染症発生時の職員応援の終了について

日頃から、本県の高齢福祉施策の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
県では令和2年度より、介護サービス施設・事業所において新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が発生し、不足する職員を自法人内でまかなうことができなくなった場合、他法人等から職員を派遣いただけるよう、職員応援の仕組※を構築・運用してきたところです。

一方、新型コロナにつきましては、令和5年5月8日から感染症法の位置づけが5類感染症に変更され、また、本年4月以降は、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行することとなりました。

こうした状況を踏まえ、応援職員の派遣につきましても、本年3月末をもって終了することとしますのでお知らせします。

なお、制度開始からこれまで、延べ94名の応援派遣を行うことができました。皆様のご理解・ご協力を改めて感謝申し上げます。

※「新型コロナウイルス感染症発生時の職員応援体制づくりに係る協力について（依頼）」
（令和3年7月9日付け高齢第503号）

※「新型コロナウイルス感染症発生時の職員応援体制づくりに係る協力について（依頼）」
（令和4年12月1日付け高齢第1379号）

【担当】

新潟県高齢福祉保健課介護人材確保係 齋藤
電話：025-280-5272（直通）